

## 熊本市上下水道局広報業務委託 基本仕様書

### 1 業務委託名

熊本市上下水道局広報業務委託

### 2 目的

市民に対し熊本市の上下水道事業の現状・課題・取組み等を身近でわかりやすく、伝わりやすい手法による情報提供を行い、上下水道事業の役割や重要性をご理解いただくことで、上下水道局と安心いただける関係、信頼いただける関係を構築することを目的とする。

### 3 業務内容

本業務は、次の内容及びスケジュールで以下の媒体による広報の実施及び管理を行うものとする。

#### (1) 広報マネジメント

##### ① 業務工程表の作成

広報サービスの内容、数量、製作条件、スケジュール、役割分担等について記載した「業務工程表」を業務の着手時に提出すること。

##### ② 進行管理

委託者が広報サービスを円滑に受けられるように、履行期間を通じて、助言、連絡、スケジュール管理、手配先との調整等の一切の措置をとること。また、広報サービスの内容を変更せざるを得ないときは代替サービスを企画し、委託者の承認のうえ手配すること。

##### ③ 手配先への費用支払等

手配先への費用支払いを含む手配先との一切の手続きは、受託者が行うものとする。なお、費用の原資は、契約書に記載する委託料に全て含まれるものとし、委託者から手配先に対しての別途の支払いは発生しないものとする。

##### ④ 現場責任者

ア 受託者は、委託者との連絡・調整及び業務の確実な履行を期するため現場責任者（正：1名、副：1名以上）を選任し、業務の着手時に委託者へ提出しなければならない。

イ 受託者は、現場責任者の選任について変更があった場合は、委託者へ速やかに届け出なければならない。

#### (2) 地域情報誌への上下水道局だより掲載

##### ① 媒体選定

本契約における地域情報誌は、無料で各家庭などに配布され、熊本市の世帯カバー率が令和2年12月1日現在で70%以上のものとする。

##### ② 内容及び数量

ア 別表1の内容で年間6面以上の掲載スペースを確保すること。

イ 掲載場所については、年間6面以上を確保できれば問わない。ただし最小単位は1面とする。

ウ 委託者は、受託者と打合せのうえテーマについて変更することができる。

##### ③ 編集業務

###### ア 記事作成

原則掲載日の1ヵ月前までに初稿（2案以上）を提出すること。ただし、4～5月に掲載する、又は委託者との打合せによる変更等があった場合はこの限りではない。また、校正を2回程度実施すること。

###### イ デザイン・レイアウト

テーマに応じてデザイン・レイアウトを行うこと。作成にあたっては、カラーバリアフリーに配慮すること。

###### ウ イラスト作成

記事内容をよりわかりやすくするため、また、余白の調整として内容に即したものを提案・作成すること。

エ 必要に応じて図・表の作成、写真・作品などの取り込み（スキャン）を行うこと。

##### ④ 成果物

受託者は、次に定める物を成果物として納品しなければならない。

- ア 紙面の PDF データ（印刷用高解析データ及び Web 掲載用低解析データ）
- イ 使用した写真・イラスト画像の JPEG データ及びイラストレータデータ（アウトライン有・無）

(3) テレビ CM・特集の制作及び放送手配

① 媒体選定

県内へのテレビ放送を目的とするため、以下の在熊民放テレビ 4 局とする。

- ア 株式会社熊本放送（RKK）
- イ 株式会社テレビ熊本（TKU）
- ウ 株式会社熊本県民テレビ（KKT）
- エ 熊本朝日放送株式会社（KAB）

② 内容・数量

ア 別表 2 の内容で 3,500 秒/年以上の放送を行うこと。

イ 放送の形態は 15 秒程度のテレビ CM の他、パブリシティを活用した情報番組等のコーナー内放送とする。

ウ 委託者は、受託者と打合せのうえ、テーマ・内容について変更することができる。

③ 放送内容作成

ア 原則受託者が作成する。ただし、委託者に写真・イラスト等の提供、番組への出演等を求めることができる。

イ 視聴者の関心や興味を惹き、かつ分かりやすい構成とすること。

④ 成果物

ア 掲載紙の現物、放映した動画等（DVD 等に収録したもの）

イ 掲載紙（ai、PDF 等）、放映物（WMA 等）のデータ

ウ 加工前の画像・イラスト（JPEG、ai 等）、動画（WMA 等）のデータ

#### 4 履行期間

令和 3 年(2021 年)4 月 1 日から令和 4 年(2022 年)3 月 31 日まで

#### 5 留意事項

(1) 業務の履行にあたっては、ライター、デザイナー、イラストレーターなど必要な人材を確保すること。

(2) 成果物については特段の定めがある場合を除き、以下のとおりとする。

- ① 委託者は、成果物の納品をもって、自由に利用、又は改変（一部切除する場合を含む）することができる。
- ② 本業務において新たに作成したデータ等については、著作権を委託者、受託者が共有（持分均等）するものとし、それぞれが第三者に対し利用を許諾し、又は譲渡することができる。この場合において、第三者から徴収した対価は、相手方に分配しないものとする。
- ③ 相互に著作者人格権を行使しない。
- ④ 受託者は、第三者の著作権等が含まれていることを理由として、成果物の対象から除く、又は、著作権共有の対象としないことができる。
- ⑤ 委託者は、成果物の全部又は一部について、知的財産権等の譲渡、持分均等による共有、又は、利用の許諾を納品前に求めることができる。その場合、受託者は費用の負担を含む一切の手配を行うものとする。

(3) 業務における不明な点は、必ず委託者に確認すること。

#### 6 その他

(1) 当該業務において知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。業務委託終了後も同様とする。

(2) 用字・用語については、「記者ハンドブック新聞用字用語集第 13 版」（共同通信社）によるものとする。

別表1 上下水道局だよりの掲載

テーマ	時期	内容
災害対策	4月	災害対策について
水道週間	6月	水道週間について、水道事業について
水の週間	7月	水の週間について、水循環・環境への取組みについて
下水道の日	9月	下水道の日について、下水道事業について
凍結防止	12月	水道管の凍結防止について
使用開始・廃止	3月	水道の使用開始、廃止について

別表2 テレビCM・特集

テーマ	内容
災害対策	家庭・地域で出来る災害への備え、災害時の上下水道に関する知識の啓発、不審な業者に関する注意喚起
口座振替の推進	水道料金・下水道使用料の口座振替納入の促進 口座WEB申込みの促進
下水道を大切に	下水道を正しく使用する知識の啓発
水道管の凍結防止	寒波による水道管の凍結・破裂への注意喚起、漏水発生時の対処・連絡
水道の使用開始・廃止	引越し時期の水道の使用開始・廃止の届出、インターネットからの申込
漏水調査 漏水の発見方法	上下水道局が実施する漏水調査について、路上漏水の通報呼びかけ、宅内の漏水のチェック方法
検針にご協力を	水道メーター周辺の整理整頓呼びかけ